平成２１年（再イ）第１２号
長野県大町市常盤3823番地１
再生債務者　齊藤　憲三
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再イ）第３号
岐阜県中津川市福岡1544番地５
再生債務者　長瀬　拓廣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（再イ）第１１３号
静岡県御殿場市中山406番地の７　サガミハイツ102
再生債務者　石川　喬一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（再イ）第５号
愛知県蒲郡市形原町細田７番地６
再生債務者　右田　朋成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再イ）第２４号
大阪府泉佐野市中庄316番地
再生債務者　竹藏　光弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２０年（再イ）第２７号
広島県福山市山手町１丁目８番48―３号
再生債務者　申義久こと　平山　義久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（再イ）第９号
山口県宇部市中央町３丁目14番23―402号
再生債務者　西村　　怜
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日　山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（再イ）第２３０号
熊本県熊本市田崎１丁目５番115号
再生債務者　千葉　圭子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第１１号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2993番地３
グリーンコーポ植木Ａ―103号
再生債務者　白尾　良貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月24日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。
平成21年７月７日
独立行政法人都市再生機構
総務人事部担当部長　小林　昭次

○第１号
１　当該招請の主旨
本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が、分譲及び賃貸宅地に係る募集・契約、収納、宅地の譲渡後管理及び資産管理等宅地業務の運営に関する情報を管理するために使用している宅地システムについて、機能の追加のためのシステム改修を行うものである。当該システムの改修は他の関連システムへの影響が極めて大きいことから、当該システムだけではなく他の関連システムも含めた全体の構成、特性、システム間のデータ連携状況を熟知していることが必要である。
このため、宅地システムの当初開発及び過年度におけるシステムの改修を行った、株式会社ＵＲコムシステム（以下「特定した法人」という。）を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。
応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。
なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定した法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。
２　業務概要
⑴　業務名　平成21年度宅地システムの改定
⑵　業務内容　宅地システムのプログラム改修及び付帯する作業
⑶　履行期間　契約締結日の翌日から平成22年３月９日まで
３　業務目的
本業務は、宅地システムについて、機能追加に伴うシステム改修を行い、機構の業務を効率的かつ円滑に遂行することを目的とする。
４　応募要件
⑴　基本的要件
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年度独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者の規定に該当する者でないこと。
②　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間でないこと。
⑵　技術力に関する要件
①　日立製メインフレーム（以下のハードウェアおよび基本ソフトウェア）を使用したシステムについて精通していること。
㋐　ＣＰＵ：ＡＰ8000
㋑　ＤＩＳＫ：ＨＩＴＡＣＨＩ／ＮＳＣ
㋒　ＯＳ：ＶＯＳ３／ＬＳ
㋓　ＤＢＭＳ：ＸＤＭ／ＲＤ
㋔　ＤＣ：ＸＤＭ／ＤＣＣＭ３
②　基盤の異なるシステム間のデータ連携に関する十分な知識を有している者であること。
⑶　守秘義務に関する要件
①　守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な懲罰などについて社則などに明記していること。
②　個人情報を含む重要情報についてその取扱基準を確立しており、機構と重要情報保護に関する特約を締結できること。
③　業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者へ漏洩しない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。
④　プライバシーマークの使用を許諾されている事業者であること。